

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：アフリカ地域（広域）日本の地方部との連携によるアフリカ人材受入・育成のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域（広域）日本の地方部との連携によるア  
フリカ人材受入・育成のための情報収集・確認調査  
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00925

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）日本の地方部との連携によるアフリカ人材受入・育成のための情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年3月～2026年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2025年9月頃）

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月4日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年2月4日 12時まで
3	質問への回答	2025年2月7日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年2月14日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年3月5日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

現在及び本調査の契約期間中、長井市や三条市への外国人材受入を実施している  
もしくは実施を予定している民間企業及び団体（公益法人は除く）

### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）  
に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法  
人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作  
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て  
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託  
契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等  
契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され  
る手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

1) 提出期限：上記2.（3）参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JdbFzDnLEJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていま  
す。

### （2）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
  - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

我が国の少子高齢化問題において、将来の労働力不足が懸念されており、特に地方部における労働力不足は現在深刻化している。JICA 緒方研究所の調査研究によると、外国人労働者の受入必要人数は 2040 年には 688 万人といった推計もなされている。日本のみならず欧米諸国や韓国、台湾等でも同様に労働力不足の課題を抱えており、国際的な人材獲得競争が激化する中、自国外での就労機会を求める外国人人材から日本が「選ばれる国」となるための環境整備が急務である。

上記背景から、日本の一部地方部においては課題解決に向け、アフリカを含む外国との人材交流・受け入れなどの連携を行っている自治体がある。本調査では特に今後の若年人口の増加や労働人口増加が見込まれ、かつ日本との良好な関係を構築、加えて技能人材育成や若者の雇用創出等の開発課題とも合致するタンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という。）及びガーナ共和国（以下、「ガーナ」という。）を対象とし、両国出身の若年層の日本での就業可能性検討や日本の地方との持続的な交流・人材育成に係る持続的な連携可能性の検討を行う。なお、JICA は 2019 年度以降の年度経営戦略において「外国人材受入・多文化共生への貢献」を掲げ、開発途上地域と日本との人材還流促進や、日本国内における外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会構築支援に取り組んでいる。2021 年 6 月に改訂された日本政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、ODA による開発途上地域での技能人材・ビジネス人材の育成や専門家派遣等の技術協力を通じた開発途上地域との連携強化などといった JICA の取り組みも施策として盛り込まれている。

なお、JICA は 2019 年度以降の年度経営戦略において「外国人材受入・多文化共生への貢献」を掲げ、開発途上地域と日本との人材還流促進や、日本国内における外国人材の適正な受入れ及び地域における多文化共生社会構築支援に取り組んでいる。2021 年 6 月に改訂された日本政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、ODA による開発途上地域での技能人材・ビジネス人材の育成や専門家派遣等の技術協力を通じた開発途上地域との連携強化などといった JICA の取り組みも施策として盛り込まれている。

以下では、それぞれの国について記載する。

## 【タンザニア】

タンザニアは1999年に発表した長期計画「National Development Vision 2025」において2025年までの中所得国入りを掲げ、同目標達成に向け工業化推進を重視してきた。2021年から実施中の第3期5か年開発計画(Five Year Development Plan-III(FYDP-III))では、経済構造変革と人材育成による工業化促進を主要政策課題として掲げている。

なお、第2期5か年開発計画(FYDP-II)では職業訓練校に進学する生徒数が約19万6千人から32万人に増加したが、2021年度に実施した「タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査」の中で、産業界の人材ニーズと職業訓練校が提供するカリキュラムの技術・ソフト面でのギャップや、就職支援機能(インターンシップの調整機能を含む)の脆弱性等の課題が確認された。

山形県長井市(以下、「長井市」という。)は、山形県の南部に位置する人口2万6千人の市であり、現在は人口減少が進み、特に若年層の流出が問題となっている。タンザニア及びJICAとの関係においては、JICAがタンザニアで開催する女子陸上大会「レディース・ファースト<sup>3</sup>」への参加、長井市で開催されるマラソン大会においてはタンザニアからスポーツチームを招致するなど交流を深めている。2024年10月に行われた市制施行70周年の記念イベントにおいてはタンザニアの首都ドドマ市と姉妹都市協定を締結した。長井市においては、高齢化によって、地元産業の担い手が減少し、農業や製造業などの主要産業においては産業人材の不足も課題となっている。

このような状況下、2023年11月、長井市がダルエスサラーム職業訓練校を訪問した際に、指導教員に能力差があること、同校を卒業しても生徒が就職先を探すことが困難である状況を確認した。一方、産業人材が不足する長井市においてはタンザニアから将来産業人材になりうる人材を受け入れることで、長井市の抱える若者の人材不足に貢献できる可能性について認識を共有した。更に、タンザニアの若者が長井市で学ぶことによって、タンザニアの産業人材の育成に貢献できる可能性も認識を共有した。これらを踏まえ、本調査では、タンザニア及び長井市を例にとり日本の地方自治体が抱える産業人材に係る現状を整理すると共に、その課題への対応としてどのような外国人材受入れ支援策や体制が効果的に機能するかを検討する。

## 【ガーナ】

ガーナは2024年に発表した長期国家計画「Vision 2057: Long-Term National Development Perspective」において社会開発を主要政策課題として掲げ、その中でも雇用機会増加やディーセント・ワークの推進、社会保護による貧困と不平等撤廃を掲げている。ガーナ中期国家開発計画(NATIONAL MEDIUM-TERM DEVELOPMENT POLICY FRAMEWORK 2022-2025)においても同様の方針を掲げており、特に若者の雇用創出や、離職率の低減が課題としてあげられている。

新潟県三条市(以下、「三条市」という。)は、金属加工業を中心とした「ものづくりのまち」で、隣接する燕市とともに「燕三条」と呼ばれている。また、国内有数のアウトドアメーカー集積地でもあり、豊かな自然に恵まれてアウトドアを満喫できる絶好の環境があるなどのことから、2023年度に「アウトドアのまち三条」を宣言。そのほか、豊かな自然が育む高品質な農産物を生産するなど多様な産業のある都市となっ

<sup>3</sup> レディース・ファーストは女性や女子への多様な機会提供を通じ、ジェンダー平等、女性のエンパワメントとスポーツ振興に向け実施している女子陸上競技会。JICAとタンザニア国家スポーツ評議会(NSCT)との共催で2017年から実施。

ている。一方、1990年には約11万人だった人口も、2020年には約9万5千人となり、人口減少とそれに伴う上記産業の担い手の減少が課題となっている。

これまで燕三条のものづくりの歴史から、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」と同市の企業は連携してきた。また前述した労働人口の問題や地域課題解決に向けて、JICAは三条市と連携し、地域における社会課題の発見と解決に向けた新しいプログラム「BLUE-GLOCAL<sup>4</sup>」を実施、三条市はその初のモデル地域となる予定。地域課題の解決につながる起業（ソーシャルビジネス）を支援することで三条市の地域活性化とともに定住者の獲得を図る。加えて、地域おこし協力隊制度と慶應義塾大学の連携した新しいプログラムを三条市で実施することを目的とし、2024年8月1日に「地域おこしと国際協力の研究開発と推進に関する連携協定<sup>5</sup>」を三者で締結。「三条市 JICA 地域おこし研究員プログラム」を開始した。同プログラムでは、三条市で地域おこし協力隊として活動しつつ、慶應義塾大学大学院で研究を実施、その後ガーナにおいて協力隊活動を通じた日・アフリカを通じた課題解決の探求を行う。協力隊終了後は大学院での研究や三条市での地域おこし協力隊として再度活動することとし、地域活性化のための包括的な研究基盤とその結果の着実な定着の基礎を提供することとしている。

## 第2条 調査の目的と範囲

### （1） 調査の目的

本調査は、調査対象であるタンザニア及び長井市における産業人材に係る情報収集及び分析を行い、外国人材受入れ体制及び持続的運営にかかるボトルネックとなる課題を調査する。また、ガーナ及び三条市においては、今後の民間連携・将来的な持続的交流を見据え調査し、初期段階にあたる関係構築を主眼に実施する。また、両国の課題解決において効果的な施策を検討、試行的にパイロット事業を行うプログラムを検討、実施する。併せて、同パイロット事業を実施する中で、JICAが促進する、または自治体による外国人材受入れにかかる効果的な支援策を検討する。

### （2） 調査対象地域

- タンザニア全域（主な調査対象サイトはダルエスサラーム、ドドマ）、山形県長井市。
- ガーナ全域（主な調査対象サイトはアクラ及びクマシ）、新潟県三条市。

### （3） 調査対象機関

- タンザニア国教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology）及び職業訓練校等。
- ガーナにおいては、本調査内の国内調査における「三条市での調査」を踏まえて決定。

## 第3条 調査実施の留意事項

<sup>4</sup> [【地域課題解決】 新潟県三条市と JICA 海外協力隊の連携プログラム「BLUE-GLOCAL 三条」がスタート！ | 日本国内での取り組み - JICA](#)

<sup>5</sup> [新潟県三条市・慶應義塾大学 SFC 研究所・JICA が『地域おこしと国際協力の研究開発と推進に関する連携協定』を締結 - 全国で初めて「JICA 地域おこし研究員」を推進し、JICA 海外協力隊経験者の地域への環流を推進します - ニュース・広報 - JICA](#)

国内・現地調査を通じ、調査対象であるタンザニア及び長井市における産業人材にかかる情報収集を行い、JICA が促進する効果的な外国人材受け入れプログラムの提案を行う。また、ガーナ及び三条市においては、今後の民間連携・将来的な持続的交流を見据え調査・情報収集と分析を行い、JICA が促進する効果的な人的交流プログラムの提案を行う。調査においては以下の事項に留意し実施する。

- 現地調査においては、本調査の目的及び業務計画を関係機関に説明。特に、パイロット事業においては、日本側のニーズを取り込みながら、全体日程及びカリキュラム（案）を策定し、先方関係機関からも了承を得る。
- 国内調査：現地調査準備及び現地で実施した調査を踏まえ、必要に応じ報告書作成にかかる追加の情報収集・分析（JICA 及び現地関係機関とのオンラインでの協議、デスクトップ調査等）を行う。ファイナル・レポートの提出を行う。

#### 第4条 調査の内容

以下、タンザニアにおける（１）～（４）の調査を通じ、タンザニア及び長井市における産業人材にかかる情報収集、ガーナにおける（５）～（７）の調査を通じガーナ及び三条市の人的交流可能性にかかる情報収集を行う。それらの結果を（８）～（１０）の成果物にまとめる。また、右結果を踏まえて検討・実施されたパイロット事業を通じて、効果的な外国人材受け入れプログラムの内容を検討し、発注者に提案する。

##### 【タンザニア】

##### （１） 国内調査・準備作業

公開されている情報や聞き取りをベースに、長井市の産業構造の分析、主要産業の現状把握、労働市場の調査、外国人材受け入れ体制及び持続的運営にかかる課題を整理する。同時に、タンザニアにおける調査においては、公開されている情報をもとに外国人材受け入れにおける課題の整理、現地調査の際の確認事項を整理する。具体的な作業・調査項目は以下のとおり。

##### １） 共通の作業

- 長井市関係者及び JICA（タンザニア事務所含む）との打ち合わせを行い、業務計画書を提出する。
- インセプション・レポートを作成し、英文で発注者に提出する。
- 過去に実施された類似の外国人材受け入れ事業の情報収集を行い、それらの事業とも比較した上で、本情報収集・確認調査を進めていく際の留意点を整理する。
- 下記の２）の作業を踏まえ、現地で追加収集する必要がある資料・データ・訪問先を整理し質問票の作成を行う。

##### ２） 長井市<sup>6</sup>の調査

---

<sup>6</sup> 調査・ヒアリング先について、長井市内に限らず連携可能性のある団体（例：山形タンザニア友好協会、外国人材受け入れや日本語学習の支援を行っている団体）等があれば幅広く検討しプロポーザルにて提案すること。

- 地域産業の現状とニーズ調査：産業構造の調査と共に地域経済を支える主要産業（例：農業、製造業及び観光業等）の分析を行う。その中でも、各産業における産業人材不足の現状を調査。
- 技能ニーズの特定：主要産業においてヒアリングを基に外国人材に求める技術・技能の具体例（例：農業機材操作、食品加工技術、ITスキル等）を特定。長井市の企業が外国人材に期待する役割を整理。
- 外国人材受入れ体制（制度）：持続的及び自立的に外国人材の受け入れを進めていくための補助金や政府が支援する制度、外国人の教育環境（教育が提供される言語や、日本語学校・日本語教育機関に加えてオンライン・アプリの活用を含んだ日本語教育機会の有無、過去の事例等）について整理。日本語教育については、長井市に限らず特定技能や技能実習生の日本語教育についても整理する。また、受入れ全般にかかる取り纏め業務を担当する人材（主に地域おこし協力隊の活用を想定）、及び業務を遂行するうえで当該人材のTORについても検討。
- 外国人材受入れ体制（労働環境）：受入れにおいて法律や規制も含めてどのような課題や懸念があるかを整理。受入れが可能な企業の選定、教育体制、研修制度等の受入れにかかる整備状況を評価。また、企業として受入れ可能な最低限の語学レベルを確認（言語は主に日本語を想定）。
- 外国人材受入れ体制（生活環境）：受入れ期間中の住居、生活費、通訳等の支援体制を長井市役所と協議。また、住居環境の安全性・災害時の対応等を確認。
- ABE イニシアティブ留学生<sup>7</sup>（以下、ABE 生）のインターン先調査：ABE イニシアティブによって留学しているタンザニア人学生をインターンシップで受け入れることが可能、または将来的にタンザニアの企業との連携も視野に入れたアフリカでの事業展開を検討している企業や団体のニーズ調査を行う。加えて将来的な長井市とタンザニア商工会議所などの連携可能性を探る。ABE 生受け入れ大学（山形大学等）と長井市の繋がりを確認し、在学している ABE 生が積極的に長井市でのインターンへ参加する場合に必要な策も検討する。

### 3) タンザニアの現地情報の机上調査

- 産業人材における現状調査：公開されている情報<sup>8</sup>をもとに、主要産業別の産業人材のボトルネックを整理。また、その課題に対処すべく施行されているタンザニアの国家開発計画の内容を調査する。
- 職業訓練校における現状調査：タンザニアにおける職業訓練校の現状を整理。その中でも、職業訓練校が提供しているコース、カリキュラム、年齢層、性別、卒業生の就職率、進路等を中心に調査。また、日本との教育制度の違いについても整理する。

<sup>7</sup> ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）は、アフリカの産業人材育成と、日本とアフリカのビジネスを繋ぐ架け橋となる人材の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。

参考： [アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ | アフリカひろば - JICA](#)

<sup>8</sup> 例： [タンザニア国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査（2022年3月）](#)

- タンザニアから外国への労働派遣における現状調査：タンザニアからの労働者を受け入れている国があるか、ある場合にどのような仕組みで労働者派遣が行われているかを調査。

## (2) 職業訓練校の現地調査及び長井市との連携可能性の評価

### 1) 職業訓練校の現地調査

上記(1)－(3)で整理した情報を基に、関係機関との協議及びサイト訪問を通じて職業訓練校の現状を以下の事項を含めて確認する。また、現地 JICA 事務所を通じて選定されたパイロット事業の研修生の渡航にかかるパスポート取得及びビザ申請等のロジ面での支援を行う。

- 職業訓練校の現状調査：上記(1)－(3)で整理した、職業訓練校が提供しているコース、カリキュラム、年齢層、性別、卒業生の就職率、進路等に関して不足している情報があれば現地で再調査を行う。
- 職業訓練校の生徒及び指導教員の調査：在籍する教員の資格及び指導経験、学校側及びタンザニア国からの教員に対する研修・能力開発の現状を確認。
- 職業訓練校の施設・機材設備の調査：以下2)で立案するパイロット事業の対象となる職業訓練校の施設設備の現状確認調査(実習用機材、コンピューター、教室整備等)。また、更新や補充が必要な施設整備の整理。

### 2) 長井市との連携可能性の評価・パイロット事業の立案

上記国内及び現地調査結果を基に、以下の項目を考慮し、以下のパイロット事業の立案を行う。

- タンザニアからの研修生：職業訓練校の教員2名、生徒5名を想定
- 研修生の受入先：長井市の学校及び地域企業<sup>9</sup>を想定
- 受入期間：2週間程度を想定

また、パイロット事業の立案にあたっては、以下の項目を考慮する。

- タンザニアの研修生が提供可能な技術及び長井市側の産業人材にかかるニーズ。
- 長井市側の研修生の受入れにかかるリスク評価(主に言語及び文化的ギャップ)及び対応策。
- 研修生の受入れ学校、教育関係者、地域企業及び自治体の支援体制や受入れ時期。

なお、本調査でのパイロット事業は2バッチ(1バッチ：教員2名、生徒5名を想定)実施を行う。2バッチ目には、1バッチ目の結果を踏まえた検討を行う。

## (3) パイロット事業の実施支援(タンザニアから長井市へ)<sup>10</sup>

<sup>9</sup> 企業の選定に当たっては公平性を確保する。

<sup>10</sup> パイロット事業の実施に係る費用は定額計上とする。

上記（２）－２）で立案された内容を踏まえ、長井市にて２バッチのパイロット事業を実施する。なお、１バッチ目の研修生は現地事務所を通じて選定されるが、２バッチ目の研修生については１バッチ目の結果も踏まえて受注者にて選定を行う。また、上記（１）－２）で整理・検討した外国人材受入れ体制の特に制度について、パイロット事業２バッチ目に合わせて、または２バッチ目に先立って実施が検討できるものがあれば、試行的に実施する。

#### （４） 長井市からタンザニアへのビジネスミッション<sup>11</sup>

上記（１）－２）の調査を踏まえ、青年会議所等の中から、タンザニアからの人材受入れもしくは将来的にタンザニアまたはアフリカでの事業展開に関心を持つ長井市の企業や団体、教育関係者を現地に派遣する。派遣時期に関しては、タンザニアにおいて国際見本市（通称サバサバ）が開催される時期（７月７日頃）に５日間程度を想定。その他、姉妹都市協定を結ぶ首都ドドマへの訪問を通じ、官民含めて今後の連携について協議する。

### 【ガーナ】

#### （５） 国内調査・準備作業

公開されている情報や聞き取りをベースに、三条市の産業構造の分析、主要産業の現状把握、労働市場の調査、外国人材受入れ体制及び三条市とガーナとの持続的な国際・人材交流基盤構築に向けた課題を整理する。その後、ガーナにおける調査においては、公開されている情報をもとに、三条市のニーズに合致した人材における現状の調査や課題の整理、現地調査の際の確認事項を整理する。具体的な作業・調査項目は以下のとおり。

##### １） 共通の作業

- 発注者（JICA 関係者及びガーナ事務所含む）との打ち合わせを行い、業務計画書を提出する。
- インセプション・レポートを作成し、英文で発注者に提出する。
- 過去に実施された類似の外国人材受入れ事業と比較し、情報収集・確認調査を進めていく上での留意点を整理する。
- 下記２）の作業を踏まえ、現地で追加収集する必要がある資料・データ・訪問先を整理し質問票の作成を行う。
- 発注者及び JICA 関係者（主に協力隊事務局、JICA 東京、ガーナ事務所、JICA 新潟デスク等）からの事前のヒアリングと三条市関係者との面談にかかる同行も行うものとし、関係者全体に対する定期的な報告と、同行等に必要な調整・前広な情報共有を行う。対象者については発注者との協議で決定、発注者は必要な情報提供を行う。

<sup>11</sup> 本ビジネスミッションの費用については、格付 3 号相当の関係者を 10 名派遣する想定で積算して見積もり、上限額に含めることとする。

- 既に日本に定住もしくは留学しているガーナ人へのヒアリングも実施し、国内におけるガーナ人コミュニティの活用状況の調査と、後述2)以降の各調査や分析への活用も行い、積極的なネットワーク形成及び本調査への意見の反映、巻き込みを行い、共創を促す。

## 2) 三条市<sup>12</sup>の調査

- 地域産業の現状とニーズ調査：産業構造の調査と共に地域経済を支える主要産業（例：ものづくり、農業及び観光業等）の分析を行う。その中でも、各産業における人材不足の現状を調査し、課題とその対応策については日本国内で類似の課題を抱える自治体での対策状況、好事例なども収集し、三条市への適応を調査・分析する（例：農業人材不足について、冬季の雇用問題の対応策事例についての他県取組など）また併せて野球などのスポーツでの国際交流の可能性からのニーズ確認、主に連携を進めている慶應義塾大学野球部関係者や三条市のスポーツ関連の地域おこし協力隊員へのヒアリングも行う。
- 技能ニーズの特定：主要産業においてヒアリングを基に外国人材に求める技術・技能の具体例（例：金属加工機器操作、農業機械操作、食品加工技術、ITスキル等）を特定。三条市の企業が外国人材に期待する役割を整理する。
- 外国人材受入れ体制（制度）：持続的及び自立的に外国人材の受け入れを進めていくための補助金や政府が支援する制度、外国人の教育環境（教育が提供される言語や、日本語学校・日本語教育機関に加えてオンライン・アプリの活用を含んだ日本語教育機会の有無、過去の事例等）について整理。
- 外国人材受入れ体制（労働環境）：受入れにおいて法律や規制も含めてどのような課題や懸念があるかを整理。受入れが可能な企業の選定、教育体制、補助や研修制度の等の受入れにかかる整備状況を評価する。
- 外国人材受入れ体制（生活環境）：受入れ期間中の住居、生活費、通訳等の支援体制を三条市役所と協議。また、住居環境の安全性・災害時の対応等を確認する。
- 他の JICA 及び地域おこし協力隊関連プログラムとの連携調査：三条市において試行的に実施している「BLUE-GLOCAL 三条」プログラムや、三条市と慶應義塾大学 SFC 研究所及び JICA で連携し行っている「JICA 地域おこし研究員」との連携可能性について調査、関係者（青年海外協力隊事務局社会還元促進課を含む各プログラム JICA 関係者）へのヒアリングを行う。その他にも、関連した人材交流や、特に地域おこし協力隊及び協力隊経験者の効果的活用（含む JICA BLUE 事業関係者）を念頭に、調査を行う。
- 三条市をガーナとの持続的交流拠点とすることの調査：上記調査結果及び主に三条市と関連プログラムを実施している NPO 等（例：ソーシャルファームさんじょうやきら星（株）など）にヒアリングを行い、三条市をガーナとの中長期的な交流の日本における拠点とすることについてのポテンシャル調査、課題と対応策についてまとめる。

<sup>12</sup> 調査・ヒアリング先について、三条市内に限らず連携可能性のある団体（例：外国人材受入や日本語学習の支援を行っている団体）等があれば幅広く検討しプロポーザルにて提案すること。

- JICA 海外協力隊員の派遣前からの「地域おこし協力隊準備プログラム（仮称）」実現可能性調査：地域おこし協力隊関係者、JICA 青年海外協力隊事務局（含む海外業務第二課、選考訓練科等）及び三条市関係者とのヒアリングを通じ、ガーナ隊員に合格した候補者や帰国隊員が三条市にてインターンや就職する先の発掘を行う（パイロット事業の一環としてマッチングを実際に行ってみることも検討する）。なお三条市側の受け入れ先発掘は必ずしもガーナ隊員のみではなく、全世界の協力隊関係者を想定する。
- ABE イニシアティブ留学生のインターン先調査：ABE イニシアティブによって留学しているガーナ人学生をインターンシップで受け入れることが可能または将来的にガーナの企業との連携も視野に入れたアフリカでの事業展開を検討している企業や団体のニーズ調査を行う。加えて将来的な三条市とガーナ商工会議所などの連携可能性を探る。パイロット事業案として、ガーナの商工会議所関係者の日本招へいによる理解促進や、ABE 生受け入れ大学（国際大学や新潟大学等）と三条市の繋がりを確認し、在学している ABE 生が積極的な三条市でのインターンへ参加するのに必要な策も検討する。
- これらの調査結果を基に三条市における人材ニーズ及び国際人材交流の可能性の高い産業をリスト化、発注者及びガーナ事務所と協議・合意し、以下（５）—３）及び（６）の調査の優先人材とする。

### ３） ガーナでの現地調査

- 上記２）の結果を基に選定した人材における現状調査：公開されている情報をもとに、対象人材のガーナにおける現状と課題と、関連した産業の集積地や今後発展が見込まれる関連地域・国家開発計画を含む施策等情報を整理。
- ガーナで現在実施している各案件の中で、特に三条市の産業と親和性の高い分野での連携可能性を調査する。（例：農業等）

## （６） ガーナにおける現地調査及び三条市との連携可能性の評価

### １） 現地における対象人材の調査

- ガーナ政府等への現地調査：（５）—３）で確認した課題に対応したガーナ政府省庁への聞き取り。現地企業や省庁、職業訓練校や大学などのサイト訪問を通じた現況調査。対象となりうる人材へのインタビューを通じた情報収集。
- 日本語教育に関する調査：ガーナ及び三条市の持続的連携を前提としてガーナにおいてガーナ人が受講可能な日本語教育環境についての調査。
- ガーナ事務所との協議：現地調査中及び終了時においてガーナ事務所と面談を行い調査の現状及び結果について報告、協議を行う。またパイロット事業を実施するにあたり必要な手続き（渡航にかかるパスポート取得及びビザ申請等）を整理し、日本語及び英語の資料にまとめる。

### ２） 三条市との連携可能性の評価

上記国内及び現地調査結果を基に、以下の項目を考慮し、三条市での外国人材受け入れプログラムのパイロット事業の立案を行う。

- 三条市が受け入れ可能な技能を持つガーナ人材の有無及び持続性
- 三条市側の人材受入れにかかるリスク評価（主に言語及び文化的ギャップ）及び対応策。
- ガーナ人材受入れ学校（例：三条市立大学など、積極的に留学生を受け入れられる可能性の高い学校）、教育関係者、地域企業及び自治体の支援体制や受入れ時期。

また（７）のパイロット事業とは別に、三条市関係者によるガーナ現地渡航・視察ミッション案（費用については本調査では支弁しない）についても、併せて検討する。

#### （７）パイロット事業の実施支援<sup>13</sup>

上記（６）－２）で立案された内容を踏まえ、三条市において、選定された人材（人数は対象人材）の受入れを行う。なおパイロット事業案については（５）調査中に発注者及びガーナ事務所との協議、（６）の結果を踏まえて決定する<sup>14</sup>。

#### 【タンザニア及びガーナ共通】

#### （８）広報活動支援<sup>15</sup>及び TICAD 9 でのサイドイベントの実施

- 2025年8月に横浜で開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）<sup>16</sup>において、上記（３）、（４）及び（７）のパイロット事業及びビジネスミッションに関する気づきや知見を共有。また、右を踏まえた今後の派遣事業における改善点や提言を発表。上記の調査及びパイロット事業を通じて得られた経験から、今後 JICA が促進する外国人材受入れ事業における効果的なプログラム内容を提案。

#### （９）今後の外国人材受入れ事業におけるプログラム内容の詳細検討

今後 JICA が促進する外国人材受入れ事業における効果的で持続的なプログラム内容・計画を、以下の点に留意して検討、発注者に提案。

- 本調査で明らかにする日本の地方の課題やニーズを踏まえ、どのような外国人材をどの在留資格で受入れるのが適切かを検討する。
- 本調査で明らかにする外国人の日本語学習状況を踏まえ、今後アフリカから外国人材を受け入れる際にどのように日本語学習を行うことが適切かを検討する。
- 各関係機関の役割や必要な費用等についても整理する。なお、必要があれば新しく連携が可能な機関も提案する。

<sup>13</sup> パイロット事業の実施に係る費用は定額計上とする。

<sup>14</sup> 受入企業の選定を行う場合には、公平性を確保する。

<sup>15</sup> TICAD9 サイドイベント以外にも、本件の広報活動支援について本件を広く一般に広めるための活動案があればプロポーザルにて提案すること

<sup>16</sup> [第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）](#) | 外務省

- 関係機関の意向・能力や財務状況を踏まえ、本計画が上記の役割・費用分担の観点からも現実的なものであるように留意する。
- パイロット事業を実施する上記以外の地域についても、外国人材受入れにかかる対象候補地域やその実現性を検討する。

#### (10) ファイナル・レポートの提出

- 上記の調査と計画内容を含むファイナル・レポートの作成と提出。

### 第5条 報告書等

#### (1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。提出期限は契約履行期間の末日とする。

##### 1) 業務計画書

- 記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- 提出期限：契約締結後 10 営業日以内
- 提出方式：電子データ（PDF 形式、和文）

##### 2) インセプション・レポート

- 記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
- 提出期限：現地調査開始 1 週間前
- 提出方式：電子データ（PDF 形式、英文。）

##### 3) TICAD 9 サイドイベントで使用する発表資料

- 記載事項：TICAD 9 サイドイベントの発表内容
- 提出期限：TICAD 9 サイドイベント実施の 5 営業日前
- 提出方式：電子データ（Power Point 形式、和文・英文）

##### 4) ファイナル・レポート

- 記載事項：発注者、主要ステークホルダーのコメントを反映させた上での調査結果及び全体結果
- 提出期限：2026 年 2 月 27 日
- 提出方式：冊子（部数：和文 5 部、英文 8 部）、和文版、英文版全てのデータをまとめた CD-R (5 枚) 及び電子データ (PDF 形式、Word 形式、和文及び英文。)

### 第6条

報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

## 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査・ヒアリング先について、長井市内に限らず連携可能性のある団体(例: 山形タンザニア友好協会、外国人材受入や日本語学習の支援を行っている団体)等があれば幅広く検討しプロポーザルにて提案すること	第4条 調査の内容 (1) 国内調査・準備作業 2) 長井市の調査
2	調査・ヒアリング先について、三条市内に限らず連携可能性のある団体(例: 外国人材受入や日本語学習の支援を行っている団体)等があれば幅広く検討しプロポーザルにて提案すること	第4条 調査の内容 (5) 国内調査・準備作業 2) 三条市の調査
3	本件を広く一般に広めるための活動案があればプロポーザルにて提案すること	第4条 調査の内容 (8) 広報活動支援及びTICAD 9でのサイドイベントの実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：外国人材受入関連業務またはアフリカでの産業分野関連業務

なお、必須ではないが、産業分野における山形県（特に長井市）や新潟県（特に三条市）に関する調査や業務経験があれば加点対象とする。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、12 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タンザニア、ガーナ国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は 2025 年 3 月下旬～2026 年 2 月下旬にかけて実施する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 19.22 人月

2) 渡航回数を目途 全 5 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託は想定しておりません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

➤ [libopac.jica.go.jp/images/report/12335154.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12335154.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

関係機関との面談等の設定については、必要に応じて JICA タンザニア事務所、ガーナ事務所の支援を受けられるものとする。

## (6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所、ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】**

**81,874,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（52,703,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

1	パイロット事業にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項（3）、（7）パイロット事業の実施支援」	52,703,000円	1回あたり、報酬(受入業務・事前業務(3号0.4人月及び5号1人月目途)、及び同行(現時点では3号0.7人月目途))、直接経費1,346,000円 3回実施予定	報酬 一般業務費 国内再委託費 (国際航空券・国内旅行の手配等)
---	---------------	---	-------------	---	---

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特に無し。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)